正五位に叙する
従五位に叙する
井川　進善　稲垣　洋三
太田　英雄　木谷　孝吉
田中　光夫　冨樫　欣一
正六位に叙する（各通）
赤井　淳二　齋藤　修
鶴本　勇　中村　靜夫
藤本　俊輔　谷田　武夫
従六位に叙する（各通）
井川　大吉　松井　信藏
正七位に叙する（各通）
岩本　公　諸星寅次郎
従七位に叙する（各通）（以上七年十一月二十三日）
赤石　清美　上運天敏男
従五位に叙する
従六位に叙する
佐藤　俊昭　余野　猛
正七位に叙する（各通）（以上七年十一月二十四日）
杉原　英樹　松本　繁一
従五位に叙する
綾部　富男　木全　敏夫
正七位に叙する（各通）（以上七年十一月二十五日）
入江　眞弘　香田　賢二
従六位に叙する
正七位に叙する（以上七年十一月二十六日）

○叙勲

庵地　孝雄　五十嵐秀夫
伊丸岡　勇　重里　英昭
旭日単光章を授ける（各通）（七年十一月二十日）
佐藤　俊昭　杉原　英樹
旭日双光章を授ける（七年十一月二十四日）
杉原　英樹　入江　眞弘
旭日小綬章を授ける（七年十一月二十五日）
入江　眞弘　中西　克氏
旭日双光章を授ける（七年十一月二十六日）
（筑波大学名誉教授）　長谷川宏司
瑞宝中綬章を授ける
石田　稔　井本　哲夫
西村　昭平　納富　正宏
藤野　武夫　平岩　一晃
瑞宝双光章を授ける（各通）
池谷　昭二　小森　敏成
嶋田　誠　村松　利之
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七年十一月二十日）
相馬　隆義　椎葉今朝邦
瑞宝小綬章を授ける
内海　信典　河島　滿
柴　知治　島　郁光
新堀　節男　廣田　健郎
松本　昭榮　宮城　秀人
瑞宝双光章を授ける（各通）
加藤　登　小宮　禎一
牧　憲二　三浦　豊
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七年十一月二十一日）
小沢　道一
瑞宝小綬章を授ける
岡田　正直　坂口　彰
西岡　伸祐　日下部光雄
瑞宝双光章を授ける（各通）
齋藤　榮助　佐藤　浩吉
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七年十一月二十二日）
木谷　孝吉　木村　克彦
竹山　潔　平山　利文
瑞宝双光章を授ける（各通）
荒井　正　千田　堅司
深谷　家康　諸星寅次郎
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七年十一月二十三日）
綾部　富男
瑞宝単光章を授ける（七年十一月二十五日）
香田　賢二
瑞宝単光章を授ける（七年十一月二十六日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、キューバの国祭日につき、令和七年十二月二十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、新年に際し、次の各国元首へそれぞれ御祝電を発せられた。

カメルーン大統領閣下
マリ暫定大統領閣下
コンゴ共和国大統領閣下
イラク大統領閣下

官庁報告

官庁事項

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月六日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十号
(三) 占用を制限する区域　霧島市隼人町住吉字龍波見一九一四番から同市隼人町眞孝字中道一三五一番まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年一月六日
(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

公告

諸事項

公示催告

失踪に関する届出の催告